



石川労働局発表
平成30年6月29日(金)

〔照会先〕

石川労働局労働基準部
監督課長 米村 祐規
監察監督官 河野 英俊
電話 076-265-4423
FAX 076-265-4431

平成29年の監督指導、司法処理状況等を公表します

～ 定期監督等を実施した事業場の7割以上で法違反 ～

石川労働局（局長 ^{まつたけ やすお} 松竹 泰男）では、管下の四つ（金沢・小松・七尾・穴水）の各労働基準監督署が平成29年1月から同年12月までの1年間に実施した定期監督等の監督指導、申告処理及び司法事件処理の状況について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1 定期監督等の監督指導（*1）の状況

- 平成29年に実施した定期監督等の件数：1,598件（前年比239件(13.0%)減）
- うち労働基準関係法令違反が認められた件数：1,135件（違反率71.0%）

2 申告処理（*2）の状況

- 平成29年に新たに受理した申告の件数：256件（前年同数）
- 主な内容（1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上）
 - ・賃金不払に関するもの：209件
 - ・解雇に関するもの：42件
 - ・最低賃金に関するもの：16件

3 司法事件処理の状況

- 平成29年に金沢地方検察庁へ送検した事案の件数：5件（前年比4件(44.4%)減）
- 内訳
 - ・危険防止措置の不備による労働安全衛生法違反：4件
 - ・定期賃金の不払による労働基準法違反：1件

このような状況を踏まえ、石川労働局及び管下四つの各労働基準監督署では、引き続き、事業場に対する監督指導等を通じ、法令で定められた最低労働条件の履行確保を図るとともに、賃金不払等の申告事案については、迅速・的確に対応することとしています。また、是正意欲が認められないなどの重大・悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

（*1） 「定期監督等の監督指導」とは、定期的に、又は労働災害の発生若しくは働く人などからの情報等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のことです。

（*2） 「申告」とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場が労働基準法等に違反している旨を申し立てることです。申告を受けた労働基準監督署では、事業場を臨検又は事業主の出頭を求める等した上で違反の事実を確認し、是正を勧告するなどにより改善を図ります。

(参考資料)

1 定期監督等の監督指導の実施状況

(1) 定期監督等の監督指導の概要

県内の事業場に対して定期監督等の監督指導を合計1,598件実施しました。

平成29年は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るための指導、一般労働条件の履行確保に係る指導、労働災害が多発している業種に対する業態に応じた災害防止に係る指導、健康に有害な化学物質を使用する事業場に係る指導などを重点的に実施しました。

(2) 業種別の監督指導実施状況

主な業種別の監督指導実施状況は、建設業が508件(31.8%)、製造業が464件(29.0%)、商業が197件(12.3%)、接客娯楽業133件(8.3%)、保健衛生業が98件(6.1%)などです。

(3) 主な法違反の状況

監督指導を実施した1,598件のうち、1,135件(71.0%)で、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係の法違反が認められました。

業種別では、商業(84.3%)、接客娯楽業(84.2%)、保健衛生業(81.6%)、製造業(74.8%)などで違反率が高くなっています(表1)。

違反内容としては、違法な時間外労働や割増賃金の不払、安全・衛生基準の不備・不履行に関するものが多くを占めています(表2)。

表1 業種別の監督指導実施状況

主な業種	平成 29 年			平成 28 年
	監督件数	違反件数	違反率	違反率
製造業	464	347	74.8	71.4%
建設業	508	301	59.3	60.0%
運輸交通業	60	43	71.7	81.9%
商業	197	166	84.3	65.5%
保健衛生業 (病院・社会福祉施設など)	98	80	81.6	68.2%
接客娯楽業 (旅館・飲食店など)	133	112	84.2	84.9%

表2 主要違反の状況

労働条件に関する法違反の状況	違反件数 ()内は前年の違反率
<p>① 時間外労働（労働基準法第32条） 1週40時間、1日8時間を原則とする法定の労働時間の枠組みが確保されていないものであり、労使協定届（いわゆる「36協定」）のない時間外労働や労使協定を超える時間外労働を含む。</p>	<p>374件 違反率 23.4% (20.3%)</p>
<p>② 割増賃金（労働基準法第37条） 時間外・休日労働、深夜労働に対する割増賃金を支払っていないものであり、賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）のほか、実績に応じ支払っているが、単価計算に誤りがあるものを含む。</p>	<p>312件 違反率 19.5% (15.9%)</p>
<p>③ 労働条件の明示（労働基準法第15条） 労働者を雇い入れる際には、雇用期間、就業場所、労働時間、休日、賃金等の主要な労働条件を書面で明示することとされているが、口頭によるもの、又は明示すべき事項が明示されていないもの。</p>	<p>156件 違反率 9.8% (9.5%)</p>
<p>④ 就業規則の作成・届出（労働基準法第89条） 常時10人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられている就業規則の作成を行わず、又は必要な変更を行っていないもの、また、所轄の労働基準監督署に届け出していないもの。</p>	<p>110件 違反率 6.9% (7.9%)</p>
<p>⑤ 最低賃金（最低賃金法第4条） 石川県最低賃金、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。</p>	<p>77件 違反率 4.8% (3.4%)</p>
労働安全衛生に関する法違反の状況	違反件数 ()内は前年の違反率
<p>① 定期健康診断の実施等（労働安全衛生法第66条） 常時使用する労働者に、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していないもの。あるいは、有機溶剤等の有害物を取り扱う労働者に定期的に特殊健康診断を実施していないもの。</p>	<p>392件 違反率 24.5% (22.0%)</p>
<p>② 安全基準の履行（労働安全衛生法第20条～第25条） 製造業におけるプレス機械や木材加工用機械、建設業における車両系建設機械に代表される機械・設備による危険、建設現場等の高所からの墜落・転落等の危険などに対する労働災害防止のために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。</p>	<p>249件 違反率 15.6% (19.2%)</p>
<p>③ 衛生基準の履行（労働安全衛生法第20条～第25条） 粉じん、有機溶剤、特定化学物質など有害物を取り扱う作業等において健康障害を防止するために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。</p>	<p>117件 違反率 7.3% (9.9%)</p>
<p>④ 作業主任者の選任等（労働安全衛生法第14条） 労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、労働者の指揮等を行う作業主任者を選任等していないもの。</p>	<p>88件 違反率 5.5% (7.9%)</p>
<p>⑤ 機械設備の定期自主検査の実施（労働安全衛生法第45条） プレス機械、フォークリフト、車両系建設機械などに必要な1年以内ごとに1回の法定事項に関する検査を実施していないもの。</p>	<p>85件 違反率 5.3% (7.6%)</p>

2 申告処理の状況

(1) 申告処理の概要

平成29年中に新たに労働者からの申し立てを受けた申告は、256件でした（図1）。

申告の主な内容は、賃金不払に関するものが209件（81.6%）、解雇に関するものが42件（16.4%）、最低賃金に関するものが16件（6.3%）でした（1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。）（表3）。

(2) 申告処理件数の動向

業種別に見ると、接客娯楽業57件（22.3%）、商業45件（17.6%）、製造業37件（14.5%）の順に多く、この3業種で申告処理全体の54.3%を占めています。

平成21年以降、景気の緩やかな回復基調を背景に、申告処理件数は減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

図1 申告処理件数の推移

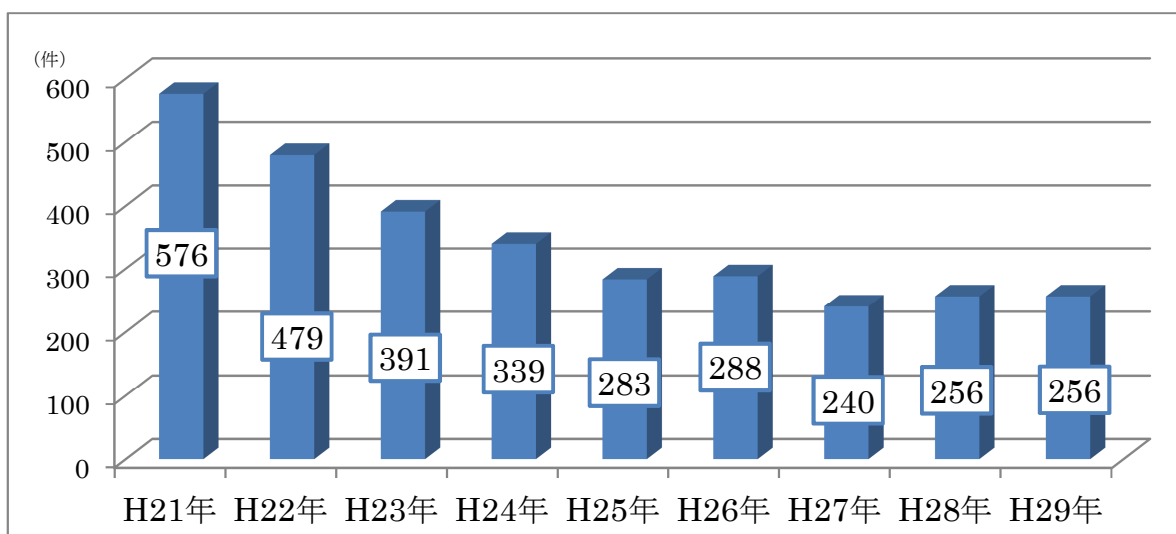


表3 主要申告事項別申告件数の推移

年	受理件数	主要申告事項※			
		賃金不払	解雇	労働時間等	最低賃金
平成21年	576	456	125	5	26
平成22年	479	388	88	10	17
平成23年	391	329	76	20	47
平成24年	339	291	50	21	62
平成25年	283	249	41	12	15
平成26年	288	237	66	9	12
平成27年	240	199	48	6	12
平成28年	256	215	34	11	7
平成29年	256	209	42	9	16

※ 1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。

3 司法事件処理の状況

(1) 司法事件処理の概要

労働基準法及び労働安全衛生法違反で合計5件の司法事件を金沢地方検察庁（各支部及び各区検察庁）へ送検しました（図2）。

(2) 業種別、主要違反事項別の送検状況

業種別では、製造業1件、鉱業1件、建設業1件、農林業1件、保健衛生業1件となっています。

また、主要違反事項別では、労働災害を契機として明らかとなった危険防止措置の不備による労働安全衛生法違反が4件、定期賃金の不払いによる労働基準法違反が1件となっています(表4)。

(3) 送検件数の動向

送検件数は、平成21年の23件をピークに減少傾向が続いていましたが、平成25年以降は、増減を繰り返しています。

景気回復の動きに伴い、賃金不払事案は減少傾向にあります。

図2 送検件数の推移(事業場数)

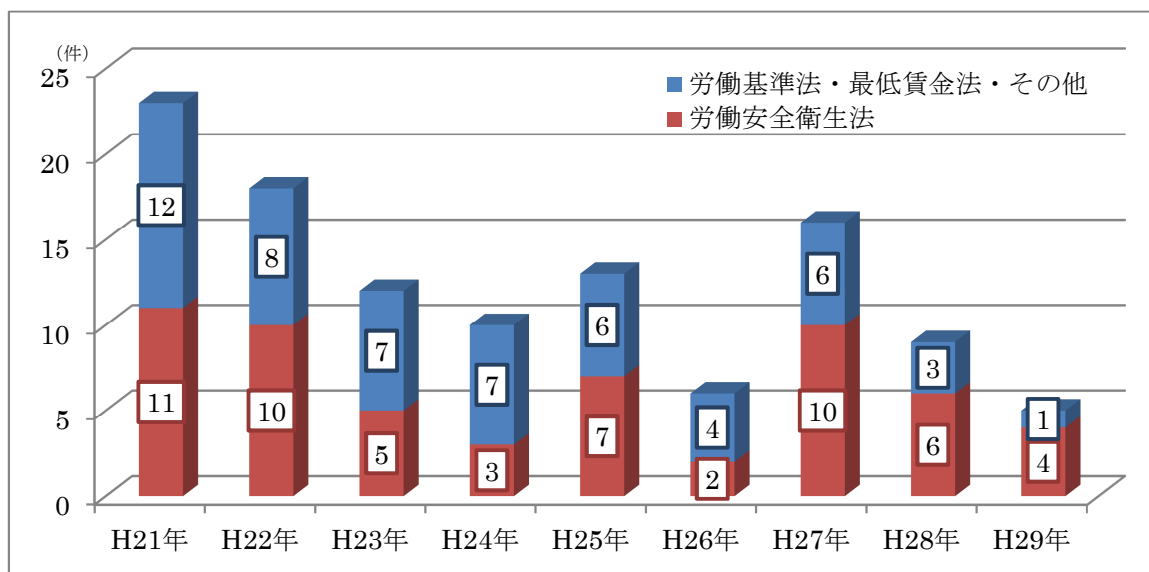


表4 主要違反事項の内訳

年	合計	労働基準法・最低賃金法			労働安全衛生法		
		賃金不払	労働時間	その他	災害防止	労災かくし	その他
21年	23	8 (2)		4 (解雇2・年齢証明1・休憩1)	10	1	
22年	18	7 (1)	1		9	1	
23年	12	6 (1)		1 (強制労働)	2	2	1 (検査証)
24年	10	7 (1)			1	2	
25年	13	5 (1)	1		4	2	1 (作業主任者)
26年	6	4 (1)			1	1	
27年	16	6 (1)			9	1	
28年	9	2 (1)	1		6		
29年	5	1 (0)			4		

注1) 送検事案ごとに主たる違反事項を計上したものの。

注2) 賃金不払には、労働基準法第37条違反(割増賃金の不払)を含み、()に内数として表示。

【参考：相談・情報提供等の窓口】

■ 相談窓口（石川県下の各労働基準監督署）

名称・所在地		電話番号
金沢労働基準監督署	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階	076-292-7945
小松労働基準監督署	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階	0761-22-4316
七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎2階	0767-52-3294
穴水労働基準監督署	鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎2階	0768-52-1140

※相談の受付時間：土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。

■ 労働時間相談・支援コーナー

平成30年度から、上記の各労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を新たに設置し、主に中小企業の事業主の皆様への「働き方改革」への取組を支えるため、専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ✓ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ✓ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ✓ 長時間労働の削減に向けた取組
- ✓ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

■ 労働条件相談ほっとライン（平日夜間、土日の無料電話相談）

労働者の方からの相談にも、事業主の方からの相談にも、相談員が公平・中立的な立場で対応します。労働条件に関する疑問や不安についての相談を受け付けています。

フリーダイヤル 0120-811-610

はい！ろうどう

今年度から拡充！

相談時間 月～金 午後5時～午後10時

土・日 午前9時～午後9時

※12月29日～1月3日は除く

■ 労働基準関係情報メール窓口

厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」で、職場における賃金不払残業、その他労働基準法等に関する情報を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

■ 労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

労働者向け、事業主向け、学生・生徒向けなどに分類して、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説や裁判例などを掲載しています。

■ 「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。